

館山市建設工事請負契約保証金取扱要領

平成24年12月1日制定

令和7年10月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市が締結する工事請負契約に必要な契約保証金の取扱いについて、館山市財務規則（昭和39年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証の範囲)

第2条 契約保証を行う工事請負契約は、請負金額300万円以上の工事とする。

(契約保証の内容)

第3条 契約保証は、請負金額の100分の10以上の金銭的履行保証を請負者に求めるものとする。ただし、請負者が履行不能に陥ったとき、市が重大な損失を被るおそれがあると認めた場合は、請負金額の100分の30以上の役務的履行保証を請負者に求めることができる。

(契約保証の方法)

第4条 契約保証の方法は、当分の間、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 前号に代わる担保となる有価証券の提供による保証
- (3) 金融機関等の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険による保証
- (6) 前払保証事業会社の保証

2 複数の方法による保証及び契約途中での保証方法の変更は、認めないものとする。

(契約保証金等の納付)

第5条 市長は、前条第1項第1号から第2号の規定による契約保証の場合は、契約保証金等提出書（様式第1号）を提出させるものとする。なお、前条第1項第2号の契約保証の場合は、有価証券預り書（様式第2号）を発行する。

2 前項により納付された契約保証金等は、工事が終了し、完成検査を受けたときは、請負者から契約保証金等払出請求書（様式第3号）又は有価証券還付請求書（様式第4号）を提出させ、請負者に返還するものとする。

(保証書等の取扱い)

第6条 市長は、第4条第1項第2号から第6号のいずれかの契約保証による場合は、請負者からその保証に係る保証書等を提出させ、工事の完成検査を受けるまでの間、

保管するものとする。

- 2 受注者は、第4条第1項第4号から第6号のいずれかの契約保証による場合は、前項の規定による保証書等の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保険契約又は保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証書等を提出したものとみなす。
- 3 市長は、前条第2項の工事の完成検査を受けたときは、請負者に対し保管している保証書等を返還し、有価証券に係る受領書（様式第5号）又は保証書に係る受領書（様式第6号）を徴するものとする。ただし、第4条第1項第4号から6号の契約保証による場合は、保証書等の返還は行わないものとする。

（変更契約の取扱い）

第7条 変更契約に伴う契約保証金等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 請負金額の増額変更を行う場合（工期末に行われるものは除く。）で、当初請負金額と増額変更後の請負金額との差額が当初請負金額の3割を超えるときは、契約保証の金額を変更後の請負金額の100分の10以上に増額変更するものとする。
- (2) 請負金額の減額変更を行う場合（工期末に行われるものは除く。）で、請負者から要求があったときは、契約保証の金額を変更後の請負金額の100分の10以上に保たれる範囲で減額変更するものとする。
- (3) 工期の延長を行う場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、当該保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の延長変更は行わないものとする。
- (4) 工期の短縮を行う場合で、請負者から要求があったときは、保証期間を変更後の工期を含むように短縮変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の短縮変更は行わないものとする。
- (5) 請負者の責めに帰すべき事由により履行遅滞が生じた場合で、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。ただし、第4条第1項第6号による場合は、契約保証期間の延長変更は行わないものとする。
- (6) 請負金額300万円未満の工事（前払金の支出がない工事を除く）が、増額変更により請負金額が300万円以上となったとしても契約保証は行わないものとする。

（契約保証金の取扱い事務）

第8条 契約保証金の取扱い事務は、発注担当課及び管財契約課が行うものとする。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

契約保証金等提出書

年 月 日

館山市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

年 月 日落札（決定）した下記の工事について、館山市と契約を締結したいので、次のとおり契約保証金を提出します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 金 額
- 4 契 約 年 月 日
- 5 工 期
- 6 契約保証金額
- 7 区 分（いずれかの□にレ印を付してください。）

☐契約保証金
☐有価証券

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番 号	備考

有価証券預り書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

館山市長 印

下記工事請負契約の契約保証金に代わる担保として、下記の証券を預かりました。

工 事 名

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番 号	備考

契約保証金払出請求書

年 月 日

館山市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記の工事が完成しましたので、契約保証金を下記振込先に振り込んでくだ
さい。

工 事 名 :
完 成 検 査 日 :
保証金提出日付 :

金 円

振込先	銀行		本店・支店
口 座	1. 普通	2. 総合	3. 当座
名 義			
店番号		口座番号	

有価証券還付請求書

年 月 日

館山市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の工事が完了しましたので、契約保証金に代わる担保として、貴職に預けていた下記の有価証券の返還を請求します。

記

工 事 名 :

完 成 検 査 日 :

保証金提出日付 :

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番 号	備考

有価証券に係る受領書

年 月 日

館山市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

貴職より下記の有価証券を受領したので、今後、有価証券の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

工 事 名 :
完 成 検 査 日 :
保証金提出日付 :

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番 号	備考

保証書に係る受領書

年 月 日

館山市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

工 事 名 :

完 成 検 査 日 :

保証金提出日付 :